

食品の表示方法を知ろう

(食品衛生法、JAS法)

食品の表示は、食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、景品表示法、健康増進法など複数の法律で規制されています。

食品衛生法

食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする法律で、食品等の表示について規定を設けています。

食品衛生法の表示対象食品は、容器包装に入れられた販売用の加工食品（一部生鮮食品を含む。）であり、販売の用に供するものです。表示基準は、食品の種類や包装の形態により個別に定められています。基準に合う表示がないものを販売、陳列、営業上使用することはできません。

■表示の基準に違反したときは…

表示基準に合わない食品を販売、陳列、営業上を使用した場合、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽または誇大な表示、広告をした場合は、営業許可の取消し、営業の禁・停止などの行政処分、罰金や懲役等の罰則が科されることもあります。

JAS法

JAS法は、一般消費者の適切な商品選択に資することを目的とする法律で、一般消費者に販売されるすべての飲食物品に品質表示基準で定められた表示が義務づけられています。

JAS法に基づく品質表示基準は、平成12年3月31日から順次制定されました。

■品質表示基準に違反したときは…

都道府県知事（広域の場合は消費者庁長官または農林水産大臣）は、当該製造者等に対して、表示事項を表示し、または遵守事項を遵守すべき旨を指示することができます。

当該製造者等が指示に従わない場合は、都道府県知事（広域の場合は消費者庁長官）は、改善措置を命ずることができます。これらの指示または命令が行われるときは、併せてその旨が公表されます。

命令に違反した場合、または原産地を虚偽表示した場合は、罰金等の罰則に処せられます。

実際の表示例

■農産物 「名称」「原産地(都道府県名)」：JAS法



大根
〇〇県産



しいたけには栽培方法
(原木または菌床)も
記載します。

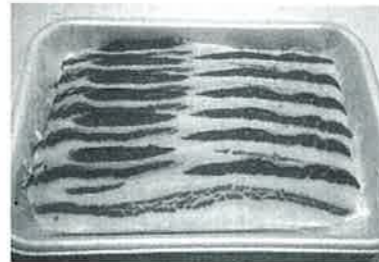
しいたけ 原木
〇〇県産

■畜産物 「名称」「原産地(国名)」：JAS法

●容器包装された食肉

「鳥獣の種類」「期限表示」「加工所の所在地及び加工者の氏名」「保存方法」：食品衛生法

名 称	豚ばら肉
原 産 地	国産
消費期限	××. ××. ××
保存方法	4℃以下で保存してください。
内 容 量	200g
加 工 者	〇〇食品(株) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇



●鶏卵 「名称」「原産地」：食品衛生法JAS法

●容器包装された鶏卵

「期限表示」「採卵者または選別包装者の住所氏名」「保存方法」「飲食する際に加熱が必要かどうか」「生食用または加熱加工用」：食品衛生法

名 称	鶏卵(生食用)
原 産 地	国産
選別包装者	〇〇養鶏(株) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
賞味期限	××. ××. ××
保存方法	10℃以下で保存してください。
使用方法	生食用の場合は賞味期限内に使用し、賞味 期限経過後は十分加熱してください。

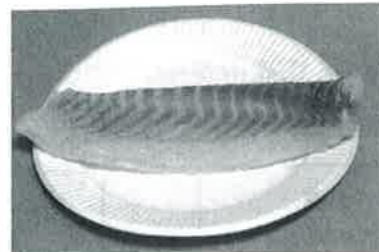


■水産物 「名称」「原産地(水域名または地域名)」「養殖」「解凍」：JAS法

●容器包装された生食用魚介類

「期限表示」「加工所の所在地及び加工者の氏名」「添加物」「アレルギー物質」「保存方法」「生食用であるかないか」：食品衛生法

名 称	真鯛(刺身用)解凍
原 産 地	〇〇県産(養殖)
消費期限	××. ××. ××
保存方法	4℃以下で保存してください。
加 工 者	〇〇食品(株) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇



■玄米及び精米

「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日(調製年月日)」「販売業者等の氏名、住所、電話番号」：JAS法

〈容器包装された食肉〉

名 称	精米
原 料 玄 米	産地 品種 産年 単一原料米 〇〇県 コシヒカリ 23年
内 容 量	10kg
精米年月日	23.3.10
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



※未検査米や複数原料米の場合は、様式や表示項目が異なります。

■加工食品

「名称」「原材料名」「原料原産地名」「内容量」「期限表示」「保存方法」「製造者等の氏名または名称及び住所」など：JAS法、食品衛生法

原料原産地名は、4食品及び22食品群に記載が義務づけられています。輸入品は原産国名を記載します。

名 称	焼肉用味付け牛肉
原 材 料 名	牛肉(オーストラリア産)、焼肉のたれ (しょうゆ、酒、砂糖、にんにく、生 姜、ごま)、胡椒、調味料(アミノ酸 等)、(原材料の一部に小麦を含む)
内 容 量	200g
消費期限	××. ××. ××
保存方法	10℃以下で保存してください。
加 工 者	××株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
味付け処理をしていますので、食べる際に中心部まで十分に 加熱してください	



製造者固有記号について

食品衛生法に基づく表示基準は、原則として「製造所の所在地」及び「製造者の氏名(法人にあっては、その名称)」の表示を義務づけていますが、

- (1) 自社工場で製造しているが、表示には本社の名称、所在地を記載する場合
- (2) 製造を他社工場(製造所)に委託している販売者が、自社の名称、所在地を表示する場合
などには、表示面積の制約等の理由から、例外的に、製造所を表す記号(製造所固有記号)で表示することができます。

なお、製造所固有記号による表示には、予め消費者庁長官への届出が必要です。

参考：消費者庁HPアドレス <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>